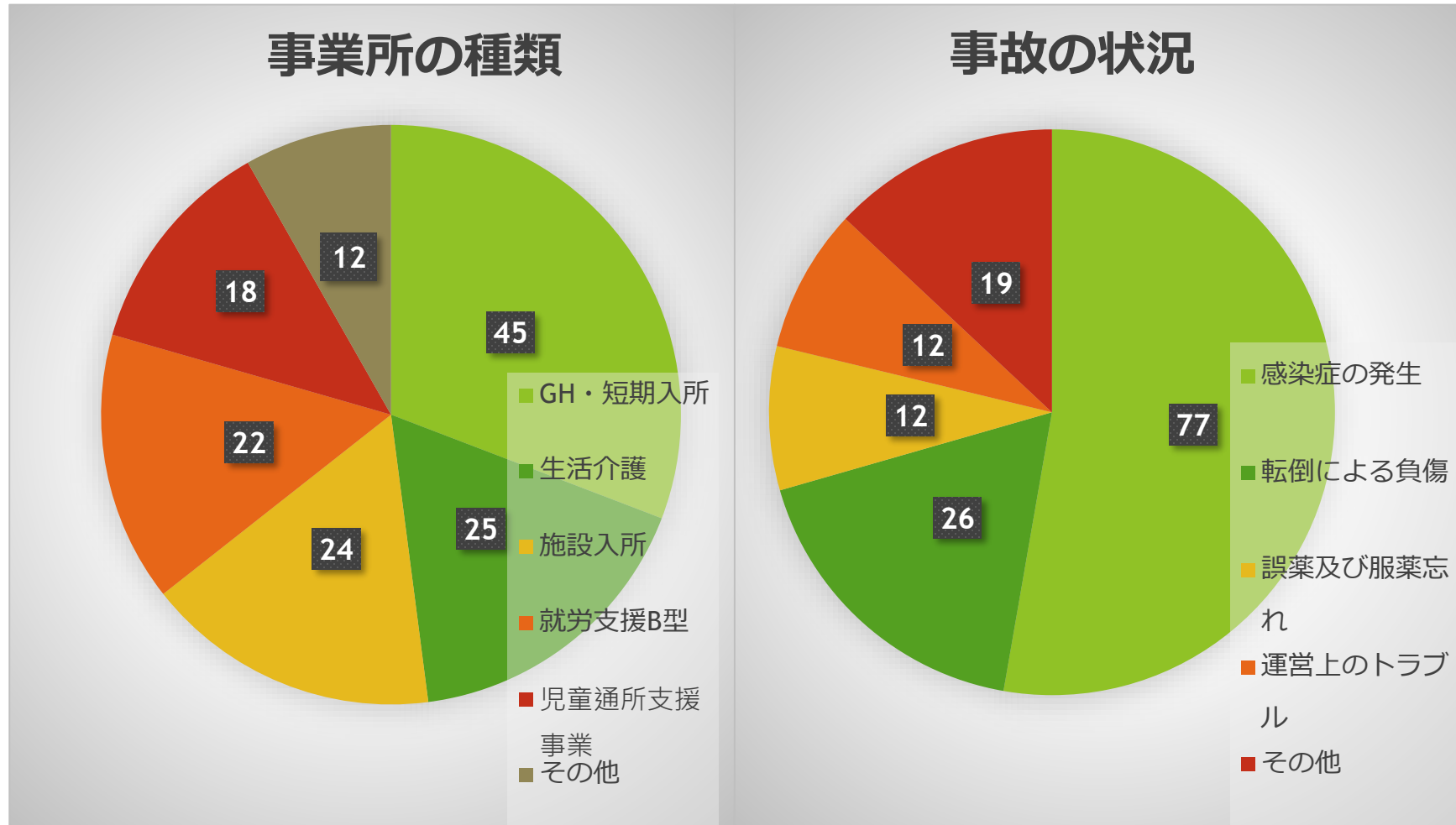


令和4年度障害福祉サービス等に関する事業所説明会

令和4年度事故報告

障害者施策課指導担当

令和4年度事故報告件数(令和5年2月現在)※報告 事業所の重複あり



1. 事故の報告について

各施設・事業所において、杉並区で支給決定をした利用者の事故等が発生した場合には事業所の所在の都道府県と合わせて、杉並区にも事故報告の提出をいただいています。

事故報告書の未提出は正確な状況の把握ができず、混乱を招くことがありますので、報告漏れにはご注意ください。

重大な事故（死亡事故等）であれば、事故報告の提出前に区役所へ連絡をお願いします。

事故の状況によっては現地へ調査に行くこともあります。

主な事故報告の事例①薬の服薬忘れ(施設系事業所)

服薬忘れ防止のため、週初めに1週間分の薬を袋に取り分け準備していた。朝食後に利用者に薬を渡し服薬していたが、その日の朝は職員が声掛けを失念してしまい、夜になって飲み忘れに気が付いた。

服薬管理は特定の職員がしており、複数の職員で確認できる体制ではなかった。週初めに1週間分の薬の準備をしていたが、視覚化できる工夫はなかったことが事故の原因と思われる。

- ▶ 服薬カレンダーを当日の設置し、複数の職員で確認できるようにし、目で見て判断できる工夫を行った。

主な事故報告の事例②預かり金の使途不明(施設系事業所)

施設の元職員が管理していた入所利用者の預かり金の一部が使途不明金となった。

職員が預かり金の受領を施設を通さず、利用者家族から直接お金を受け取っていた。担当の支援員に現金預かりを任せておりそれをチェックする機能が無かったことが原因である。

また、使途不明金が発覚した段階で区への報告がなされなかった。報告が遅れたことで、正確な状況の把握が遅れ、不要な混乱を招く結果となった。

- 出納帳の管理は担当の支援員ではなく施設の事務員が行うこととした。利用者家族が持参したお金は、事業所が受け取り、預かり証を発行することとした。

事故の報告が遅れると、事故の内容によっては聞き取りや現地確認、実地指導を行い事業所の改善を図っていくケースもありますので提出漏れにはくれぐれもご注意ください。